

令和8年度衛星通信システム保守業務委託仕様書

1 目的

本仕様書は、衛星通信システムの常時安定稼働の維持と適正な管理を行うための保守業務について示すものである。

2 基本的事項

受託者は、本仕様書に基づき、保守業務を誠実に実施するものとする。また、受託者は保守業務の実施に当たって、対象機器の技術情報を必要とする場合は、その技術情報を有する企業との折衝を受託者の責任において行うものとする。

3 保守業務の範囲

- (1) システム点検（装置別の保守点検）
- (2) システム保守（故障受付、故障1次切り分け・手配、修理）
- (3) 業務支援

4 システム点検（装置別の保守点検）

- (1) 点検期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (2) 点検対象装置
別表1-1のとおり
- (3) 点検回数
1回/年
- (4) 点検項目
別表2のとおり
- (5) 対象装置の設置場所
別表3のとおり

5 システム保守（故障受付、故障1次切り分け・手配、修理）の内容

- (1) 業務期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (2) 業務内容
受託者は、委託者から保守対象装置の故障の連絡を受け付け、故障内容の調査・1次切り分けを行うとともに、修理の手配・修理を行う。ただし、本業務における修理は、通常の運用状態で発生するものとし、天災等（自然的又は人為的な事象）で委託者と受託者のいずれの責めにも帰すことができないもの（不可抗力という。）と認められるときは、本業務における修理の対象外とする。
- (3) 保守対象装置
別表1-2のとおり
- (4) 対象装置の設置場所
別表3のとおり

7 支援の内容

(1) 業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(2) 業務内容

訓練時における衛星通信システムの運用支援の実施を行うこと。

8 報告書等

受託者は、保守業務を実施した場合は、業務の結果を明記した実施報告書（保守の様式は任意様式とする。ただし、同報告書には実施者名及び実施時間を記載すること。また、修理については、別記様式とする。）をその都度、速やかに甲に提出するものとする。

9 保守材料等の使用

業務を行うために使用した材料及び商品は、受託者の負担とする。ただし、委託者は、受託者からの申し出により特別の事情があると認めた場合は、両者協議のうえ、その一部を負担するものとする。

10 再委託先の県内事業者の優先

本業務において、やむを得ず再委託する場合は、原則として、県内事業者を設定すること。なお、県内事業者とは、県内に本店を有する事業者を指すものとする。

別表 2

点検項目表 全国瞬時警報システム

項番	分類	装置名	点検項目
1-1	全国瞬時警報システム	専用受信機	基本設定・ネットワーク設定の確認
			外部インターフェース設定の確認
			ソフトウェアバージョン設定の確認
			清掃点検
1-2		高機能自動起動機 接点音声変換ユニット	ソフトウェアバージョン設定の確認
	連動試験（年4回全国一斉試験で確認）		
	清掃点検		
1-3	無停電電源装置	障害ランプの確認	
		バッテリー残量の確認	
		清掃点検	
1-4	入出力変換装置	入出力変換装置の導通試験	
		清掃点検	
1-5	放送設備接続装置	放送設備接続装置の導通試験	
		清掃点検	

別表 3

衛星通信システム保守業務対象装置の設置場所

対象	設 置 場 所
県庁	高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁
土木事務所	安芸市矢ノ丸1丁目4-36 安芸総合庁舎
〃	室戸市浮津71 室戸総合庁舎
〃	南国市大埴甲1592 中央東土木事務所
〃	長岡郡本山町本山946-6 中央東土木事務所本山事務所
〃	高知市稲荷町11-26 高知土木事務所
〃	吾川郡いの町1381 伊野合同庁舎
〃	高岡郡越知町越知甲2228-1 中央西土木事務所越知事務所
〃	須崎市東古市町6-26 須崎第二総合庁舎
〃	高岡郡四万十町琴平町474-1 須崎土木事務所四万十町事務所
〃	四万十市古津賀4-61 中村合同庁舎
〃	宿毛市宿毛5342-7 幡多土木事務所宿毛事務所
〃	土佐清水市清水ヶ丘28-10 土佐清水合同庁舎
消防	高知市丸ノ内1丁目7-45 高知市消防局（高知市総合あんしんセンター内）
〃	室戸市室津12 室戸市消防本部
〃	安芸市西浜190番地1 安芸市消防本部
〃	南国市篠原164-1 南国市消防本部
〃	香南市赤岡町2032-2 香南市消防本部
〃	香美市土佐山田町百石町2-218-1 香美市消防本部
〃	土佐市蓮池978-1 土佐市消防本部
〃	土佐清水以布利980-143 土佐清水市消防本部
〃	安芸郡田野町1406-1 中芸広域連合消防本部

対象	設 置 場 所
消防	長岡郡本山町本山 9 9 5 嶺北広域行政事務組合消防本部
"	吾川郡いの町 3 2 2 9 - 2 仁淀消防組合消防本部
"	高岡郡越知町越知甲 3 1 0 5 - 3 高吾北広域町村事務組合消防本部
"	須崎市山手町 1 - 7 高幡消防組合消防本部
"	四万十市右山 7 5 0 - 1 幡多中央消防組合消防本部
"	宿毛市和田 1 4 1 2 番地 1 幡多西部消防組合消防本部
市町村	高知市丸ノ内 1 丁目 7 - 4 5 高知市役所（高知市総合あんしんセンター内）
"	室戸市浮津 2 5 - 1 室戸市役所
"	安芸市土居土居 8 2 番地 1 安芸市役所
"	南国市大桶甲 2 3 0 1 南国市役所
"	土佐市高岡町甲 2 0 1 7 - 1 土佐市役所
"	須崎市山手町 1 - 7 須崎市役所
"	宿毛市希望ヶ丘 1 宿毛市役所
"	土佐清水市天神町 1 1 - 2 土佐清水市役所
"	四万十市中村大橋通 4 丁目 1 0 四万十市役所
"	香南市野市町西野 2 7 0 6 香南市役所
"	香美市土佐山田町宝町 1 丁目 2 - 1 香美市役所
"	安芸郡東洋町生見 7 5 8 - 3 東洋町役場
"	安芸郡奈半利町乙 1 6 5 9 - 1 奈半利町役場
"	安芸郡田野町 1 8 2 8 - 5 田野町役場
"	安芸郡安田町安田 1 8 5 0 安田町役場
"	安芸郡北川村野友甲 1 5 3 0 北川村役場
"	安芸郡馬路村大字馬路 4 4 3 馬路村役場

対象	設 置 場 所
"	安芸郡芸西村和食甲 1 2 6 2 芸西村役場
"	長岡郡本山町本山 5 0 4 本山町役場
"	長岡郡大豊町津家 1 6 2 6 大豊町役場
"	土佐郡土佐町土居 1 9 4 土佐町役場
"	土佐郡大川村小松 2 7 - 1 大川村役場
"	吾川郡いの町 3 5 9 7 いの町役場
"	吾川郡仁淀川町大崎 1 2 4 仁淀川町役場
"	高岡郡中土佐町久礼 6 6 0 3 - 1 中土佐町役場
"	高岡郡佐川町甲 1 6 5 0 - 2 佐川町役場
"	高岡郡越知町越知甲 1 9 7 0 越知町役場
"	高岡郡栲原町栲原 1 4 4 4 - 1 栲原町役場
"	高岡郡日高村本郷 6 1 - 1 日高村役場
"	高岡郡津野町永野 2 2 5 - 1 津野町役場
"	高岡郡四万十町茂串町 3 - 2 四万十町役場
"	幡多郡大月町弘見 2 2 3 0 大月町役場
"	幡多郡三原村来栖野 3 4 6 三原村役場
"	幡多郡黒潮町入野 5 8 9 3 黒潮町役場

令和7年度衛星通信システム障害修理報告書

令和 年 月 日

高知県知事 濱田 省司 様

障害局名	障害装置名	障害発生通知受理年月日

障害状況	
修理内容及び原因	修理内容： 原因：
使用部品	
使用測定器	

(修理実績)

所要時間	令和 年 月 日 時 分 ~ 年 月 日 時 分 まで 令和 年 月 日 時 分 ~ 年 月 日 時 分 まで 時間
作業人員	技術員責任者 通信技術員 (A) 名 氏名 " (B) 名 計 名
宿泊	通信技術員 (A) 泊 " (B) 泊 計 名

上記のとおり御報告します。
なお、本件の障害修理費は別紙のとおりです。

別紙

障 害 局 名	障 害 装 置 名	障害発生通知受理年月日

(税抜き)

項 目	規 格 又 は 品 名	数 量	単 位	単 価	小 計
労 務 費	通信技術員 (A)		時間	円	円
〃	〃 (B)		時間	円	円
日 当	通信技術員 (A)		日	円	円
〃	〃 (B)		日	円	円
宿 泊 費	通信技術員 (A)		泊	円	円
〃	通信技術員 (B)		泊	円	円
行 動 費			k m	円	円
測定器・工具損料					円
部 品 代					円
諸 経 費					円
合 計					円

備 考

- (1) 通信技術員 (A) は、高卒 10 年以上、大卒 7 年以上の通信技術に関する実務経験を有する者。
- (2) 通信技術員 (B) は、通信技術員 (A) に準じた通信技術に関する実務経験を有する者。
- (3) 高知市内での修理は、上表のうち「日当」、「宿泊費」、「行動費」を算入しない。
- (4) 労務費は、午後 5 時～10 時、午前 5 時～8 時の間は、2.5 割増、午後 10 時～午前 5 時の間は、5 割増とする。
- (5) 行動費は、自動車損料及び燃料費とする。
- (6) 部品代は、実費とする。
- (7) 測定器、工具を使用しないときは、上表のうち「測定器・工具損料」を算入しない。
- (8) 上記単価の消費税額及び地方消費税額は、この単価に 100 分の 10 を乗じて得た額とする。